

大学院生を対象とした経済支援

入学料・授業料の免除等制度

1. 入学料の免除及び徴収猶予制度

次のような事情により、入学料の納入が困難な場合は、入学料の全額又は半額を免除又は徴収を一定期間猶予する制度があります。

- I . 経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- II . 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- III . 入学する者が生活保護世帯に属し、又は学資負担者が重度の病気で長期療養中である等相当と認められる場合

2. 授業料の免除及び徴収猶予制度

次のような事情により、授業料の納入が困難な場合は、授業料の全額又は半額を免除又は徴収を一定期間猶予する制度があります。

- I . 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- II . 学資負担者が6ヶ月以内(新入生は入学前1年以内)に死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納入が困難な場合

※上記1及び2の免除につきましては、予算に限りがあるため、基準を満たしていても予算の都合上、不許可となる場合がありますのであらかじめご了承願います。

3. 本学独自の免除制度

《入学料免除》

対 象	内 容
博士後期課程	本人の申請に基づき選考の上、全額を免除する。

《授業料免除》

対 象	内 容
博士前期課程	本学大学院博士後期課程に進学予定の者は、本人の申請に基づき選考の上、全額を免除する。
博士後期課程	本人の申請に基づき選考の上、全額又は半額を免除する。

【免除及び奨学金等の担当窓口】
 北見工業大学学生支援課学生支援係
 TEL:0157-26-9183
 E-mail:gakusei09@desk.kitami-it.ac.jp

本学独自の奨学金制度

①北見工業大学地元就職奨学金

対象	申請資格	支給月額
博士前期課程	①大学院博士前期課程2年次学生のうち、指導教員が修了見込みであると判断できる者 ②大学院修了後、オホーツク管内の賛助企業で3年間以上働く意志のある者	30,000円

②北見工業大学大学院学生奨学金

対象	申請資格	最高支給月額
博士後期課程	①社会人入学者(企業等と雇用期間を定めない労働契約を結んでいる者を指す。)以外の学生であること。 ②奨学金を支給されることにより学業の成果向上が図れると学長が認める者 ③最高支給月額を超える他の奨学金を受けていない者 (他の奨学金とは、返還義務のない奨学金とする)	30,000円

③北見工業大学大学院博士後期課程学生奨学金

対象	申請資格	支給金額
博士後期課程	入学料又は授業料免除を申請し、全額が免除とならなかった者	左記の者が納入することとなった入学料及び授業料相当額 (学生がその雇用主から入学料又は授業料に対する補助給付を受けている場合は、納入相当額から該当補助給付額を差し引く。)
	本学学部研究生又は大学院博士前期課程に在学していた者で、在学中に博士後期課程進学予定であることを申し立てた者	左記の者が納入した ・学部研究生の入学料及び授業料相当額 ・博士前期課程の入学料相当額

その他

教育ローン

- オリコ「学費サポートプラン」: 大学との提携ローンで通常より低金利で利用できます。
- その他の教育ローン

※担当窓口でリーフレット等ご用意しておりますので、詳しくは学生支援課までお問い合わせください。

日本学生支援機構 獎学金

1. 貸与月額

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって経済的理由により修学困難な学生に学資を貸与するもので、卒業後に返還が義務付けられています。

※日本学生支援機構給付型奨学金は、学部学生等を対象とした制度のため、大学院生対象ではありませんのでご注意ください。

対象	貸与月額		
	第一種奨学金		第二種奨学金
	第一種奨学金	授業料後払い制度	
博士前期課程	50,000円又は88,000円から選択	① 支援対象授業料を大学へ振込 ② 20,000円又は40,000円から選択(希望者のみ)	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円から選択
博士後期課程	80,000円又は122,000円から選択		

2. 申込方法

2.1 大学院予約

大学院に進学予定で奨学金を希望する学部4年生を対象とした、貸与奨学金「大学院予約」が例年募集があります。応募の結果「採用候補者」となりましたら、大学院入学後の4月に「進学届」を提出することで「採用」となります。

2.2 在学採用

奨学金は4月～6月に募集がある「春の定期採用」と、9月～10月に募集がある「二次採用」があります。なお貸与奨学金の移行(例: 第二種から第一種、第一種から併用貸与など)についても募集時期と同時期にのみ可能です。

	募集時期	採用月 (大学院予約は採用内定月)
春の定期採用	4月～6月	6月～8月
二次採用	9月～10月	11月～12月
大学院予約	大学院入学前年度の後期	12月、3月

3. 特に優れた業績による返還免除(詳細については同封のチラシをご覧ください)

大学院で第一種奨学生の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した人を対象に、その奨学生の全額または半額を返還免除する制度です。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおけるめざましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。

貸与終了時に大学に申請し、大学長から推薦された人を対象として、日本学生支援機構の業績優秀者奨学生返還免除認定委員会の審議を経て決定されます。

3.1 返還免除内定制度(修士課程進学予定者のみ)

修士課程への進学を希望している人で大学院に入学後に、第一種奨学生に採用された1年次を対象として、貸与終了時に決定する業績優秀者返還免除を内定する制度です。

本制度を利用するには大学院の予約採用あるいは修士課程等進学後(春に進学した人は春に申込み)の在学採用にて第一種奨学生の申込みをする必要があります。

内定の申請要件と第一種奨学生の選考基準は異なる基準であることから、内定者として決定されたとしても、第一種奨学生が必ずしも採用されるとは限りません。なお、第一種奨学生が不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。

なお、内定者とならなかつた方も以下の「大学院在学中の返還免除の申込」を行うことが可能です。

本学大学院における各コースは科学技術イノベーション創出に寄与する分野又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野に該当します。

3.2 大学院在学中の返還免除の申込

大学院(修士課程・博士課程)第一種奨学生で、貸与終了する人(満期、辞退及び退学)を対象にその奨学生の全額または半額を返還免除する制度です。申請する時期は奨学生が終了した年度となりますのでご注意ください。

なお、推薦可能枠があり、推薦可能枠は年度ごとに異なるため、予めご了承ください。